

介護給付費過誤申立について

請求誤り等により、給付実績(請求明細書)を取り下げる必要があるときは、介護保険課へ過誤申立をしてください。
 ※総合事業に係る実績を取り下げる場合は、「過誤申立書(総合事業用)」の作成が必要です。

■提出書類 「介護給付費過誤申立書」 ※船橋市役所本庁介護保険課の窓口、または郵送にて受け付けます
 ※過誤申立書(総合事業用)と混同しないようご注意ください

■作成上の注意点 被保険者番号順、サービス提供年月順で記載してください。

■提出締切 毎月20日(休日と重なる場合にはその直前の平日)の3業務日前必着。

■申立事由コード 下記の<様式番号>と<申立事由>を組み合わせた4桁の数字を記入してください。

<様式番号>

様式番号		様式名称(サービス種類)
10	様式第二	居宅サービス介護給付費明細書 (訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハ福祉用具貸与、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、複合型サービス)
11	様式第二の二	介護予防サービス介護給付費明細書 (介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ 介護予防通所介護・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防居宅療養管理指導 介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護)
21	様式第三	居宅サービス介護給付費明細書(短期入所生活介護)
22	様式第四	居宅介護サービス介護給付費明細書(介護老人保健施設における短期入所療養介護)
23	様式第五	居宅介護サービス介護給付費明細書(病院又は診療所における短期入所療養介護)
24	様式第三の二	介護予防サービス介護給付費明細書(介護予防短期入所生活介護)
25	様式第四の二	介護予防サービス介護給付費明細書(介護老人保健施設における短期入所療養介護)
2A	様式第四の三	居宅介護サービス介護給付費明細書(介護医療院における短期入所療養介護)
2B	様式第四の四	介護予防サービス介護給付費明細書(介護医療院における介護予防短期入所療養介護)
26	様式第五の二	介護予防サービス介護給付費明細書(病院又は診療所における短期入所療養介護)
30	様式第六	居宅サービス介護給付費明細書(認知症対応型共同生活介護)
31	様式第六の二	介護予防サービス介護給付費明細書(介護予防認知症対応型共同生活介護)
32	様式第六の三	居宅サービス介護給付費明細書 (特定施設入居者生活介護(短期利用以外)・地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外))
33	様式第六の四	介護予防サービス介護給付費明細書(介護予防特定施設入居者生活介護)
34	様式第六の五	居宅サービス介護給付費明細書(認知症対応型共同生活介護(短期利用型))
35	様式第六の六	介護予防サービス介護給付費明細書(介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型))
36	様式第六の七	居宅サービス・短期密着型サービス介護給付費明細書 (特定施設入居者生活介護(短期利用)・地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用))
40	様式第七	居宅介護支援介護給付費明細書
41	様式第七の二	介護予防支援介護給付費明細書(介護予防支援)
50	様式第八	施設サービス等介護給付費明細書(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設)
60	様式第九	施設サービス等介護給付費明細書(介護老人保健施設)
61	様式第九の二	施設サービス等介護給付費明細書(介護医療院サービス)
70	様式第十	施設サービス等介護給付費明細書(介護療養型医療施設)

<申立理由>

申立理由番号	申立理由
02	請求誤りによる実績取り下げ
42	適正化による保険者申立の過誤取下げ

(申立事由コードの記入例)

2	1	0	2
---	---	---	---

「居宅サービス介護給付費明細書(短期入所生活介護)」について、「請求誤りによる実績取り下げ」を

様式番号 申立理由番号 申立てる場合には、「2102」。

■注意事項 ・同一審査月に、給付管理票の修正あるいは取消処理と、過誤申立を同時に行うことはできません。
 (給付管理票の修正・取消処理が優先となります。)

お問い合わせ先／船橋市役所 介護保険課 給付係
 住所 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
 電話 047-436-2304